

令和元年 12月 27日

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の 令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量等

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の発効に伴い、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 5 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日以降の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

品名	区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
生鮮等牛肉	輸入基準数量	86,020 トン	171,475 トン	255,016 トン	326,485 トン
	協定対象外 輸入基準数量	40,764 トン	83,735 トン	894 トン	901 トン
冷凍牛肉	輸入基準数量	105,413 トン	225,345 トン	318,122 トン	398,627 トン
	協定対象外 輸入基準数量	37,317 トン	81,213 トン	1,382 トン	1,624 トン

【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税暫定措置法第 7 条の 5 第 1 項に規定する物品。
- ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ・第 4 四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第 2 号に規定する当該年度の「第 2 号に係る輸入基準数量」及び「第 2 号に係る協定対象外輸入基準数量」。

※下線部は、「生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量等」（令和元年 5 月 31 日公表）からの変更箇所。